

軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付について(フロー図)

被保険者	居宅介護支援事業所(ケアマネジャー)	医師	ケアマネジャー・サービス提供事業者	津山市
<p>要支援1・2及び介護1(自動排泄処理装置は要介護2、要介護)</p> <p>ア 車いす及び車いす付属品</p>	<p>◎利用者のアセスメントを実施し、必要性について整理する。 ◎資料請求を行う。</p> <p>日常的に歩行が困難な者(基本調査1-7「3.できない」に該当)。</p> <p>日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者。</p> <p>i~iii(※)のいずれかに該当する旨が医師の医学的所見に基づき判断されている。</p>	<p>はい</p> <p>はい</p> <p>はい</p>	<p>①サービス担当者議の開催 ②適切なケアマネジメントの実施</p> <p>サービス担当者会議を通じた適切なケアマネジメントにより貸与が必要と判断された場合</p> <p>①サービス担当者議の開催 ②適切なケアマネジメントの実施</p>	<p>届出は不要</p> <p>届出は不要</p> <p>届出が必要</p>
<p>イ 特殊寝台及び特殊寝台付属</p>	<p>①日常的に起き上がりが困難な者(基本調査1-4「3.できない」に該当)、または②日常的に寝返りが困難な者。</p> <p>i~iii(※)のいずれかに該当する旨が医師の医学的所見に基づき判断されている。</p>	<p>はい</p> <p>はい</p>	<p>①サービス担当者議の開催 ②適切なケアマネジメントの実施</p> <p>①サービス担当者会議の開催 ②適切なケアマネジメントの実施</p>	<p>届出は不要</p> <p>届出が必要</p>
<p>ウ 床ずれ防止用具及び体位変</p>	<p>日常的に起き上がりが困難な者(基本調査1-4「3.できない」に該当)。</p> <p>i~iii(※)のいずれかに該当する旨が医師の医学的所見に基づき判断されている。</p>	<p>はい</p> <p>はい</p>	<p>①サービス担当者会議の開催 ②適切なケアマネジメントの実施</p> <p>①サービス担当者会議の開催 ②適切なケアマネジメントの実施</p>	<p>届出は不要</p> <p>届出が必要</p>
<p>エ 認知症老人徘徊感知機器</p>	<p>①意思伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者、かつ②移動において全介助を必要としない者。(基本調査基本調査3-1「1.調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外)又は基本調査3-2~基本調査3-7のいずれか「2.できない」又は基本調査3-8~基本調査4-15のいずれか「1.ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。 基本調査2-2「4.全介助」以外に該当。</p> <p>i~iii(※)のいずれかに該当する旨が医師の医学的所見に基づき判断されている。</p>	<p>はい</p> <p>はい</p>	<p>①サービス担当者会議の開催 ②適切なケアマネジメントの実施</p> <p>①サービス担当者会議の開催 ②適切なケアマネジメントの実施</p>	<p>届出は不要</p> <p>届出が必要</p>
<p>オ 移動用リフト(つり具の部分を除く)</p>	<p>①日常的に立ち上がりが困難な者(基本調査1-8「3.できない」)または、②移乗が一部介助または全介助を必要とする者(基本調査2-1「3.一部介助」又は「4.全介助」)</p> <p>生活環境において段差の解消が必要と認められる者。</p> <p>i~iii(※)のいずれかに該当する旨が医師の医学的所見に基づき判断されている。</p>	<p>はい</p> <p>はい</p> <p>はい</p>	<p>①サービス担当者議の開催 ②適切なケアマネジメントの実施</p> <p>サービス担当者会議を通じた適切なケアマネジメントにより貸与が必要と判断された場合</p> <p>①サービス担当者議の開催 ②適切なケアマネジメントの実施</p>	<p>届出は不要</p> <p>届出は不要</p> <p>届出が必要</p>
<p>カ 自動排泄処理装置</p>	<p>①排便が全介助を必要とする者(基本調査2-6「4.全介助」)かつ、②移乗が全介助を必要とする者(基本調査2-1「4.全介助」)</p> <p>i~iii(※)のいずれかに該当する旨が医師の医学的所見に基づき判断されている。</p>	<p>はい</p> <p>はい</p>	<p>①サービス担当者議の開催 ②適切なケアマネジメントの実施</p> <p>①サービス担当者議の開催 ②適切なケアマネジメントの実施</p>	<p>届出は不要</p> <p>届出が必要</p>